

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2018年 6月 26日

島根県知事 殿



提出者

住 所 島根県雲南市木次町山方271番地13

氏 名 ホシザキ株式会社 島根工場

取締役島根工場長 落合 伸一

電話番号 0854-42-1311



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ホシザキ株式会社 島根工場
事業場の所在地	島根県雲南市木次町山方271番地13
計画期間	5年間(2018年4月1日~2023年3月31日)
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	冷凍機・温湿調整装置製造業
②事業の規模	38,378,000,000円
③従業員数	560人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1の通り

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙 管理体制図、管理体制—1、管理体制—2の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成29年度）実績】 別紙2の通り	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	排出量	t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】 別紙2の通り	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	排出量	t
	(今後実施する予定の取組)	

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 政令による特別管理産業廃棄物の種類に分別を実施している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別に関しては現状通りとする。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】 —		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 —		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】 —		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 —		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】 —		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 —		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（平成29年度）実績】 別紙3の通り		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】 別紙3の通り		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

別紙1

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

<島根工場内訳>

NO	特管理産廃の種類	廃棄物名称	排出量	単位	収集運搬業者	処分業者	処理委託内容	最終処分
1	引火性廃油	廃シンナー	0.25	t	三光(株)	三光(株)	発生⇒運搬⇒焼却	埋立
2	廃油(有害)	発泡洗浄屑(塩メチ含む)	3.06	t	三光(株)	三光(株)	発生⇒運搬⇒焼却	埋立
3	廃酸(有害)	洗浄廃液(原液+廃液)	43.55	t	三光(株)	三光(株)	発生⇒運搬⇒焼却	埋立
4	廃アルカリ(有害)	洗浄廃液(原液+廃液)	21.48	t	三光(株)	三光(株)	発生⇒運搬⇒焼却	埋立
5	廃酸(有害)	廃薬品(廃試薬)	0.001	t	アサヒブリテック(株)	アサヒブリテック(株)	発生⇒運搬⇒中和⇒焼却	埋立
6	廃アルカリ(有害)	廃薬品(廃試薬)	0.038	t	アサヒブリテック(株)	アサヒブリテック(株)	発生⇒運搬⇒中和⇒焼却	埋立
7	廃油(有害)	廃薬品(廃試薬)	0.076	t	アサヒブリテック(株)	アサヒブリテック(株)	発生⇒運搬⇒焼却	埋立
8	微量PCB廃棄物	トランス	0.40	t	三光(株)	三光(株)	発生⇒運搬⇒焼却	埋立
		計	68.855	t				

<集計期間:2017.4.1~2018.3.31>

<島根工場まとめ>

NO	特管理産廃の種類	廃棄物名称	排出量	単位
1	引火性廃油	廃シンナー	0.25	t
2	廃油(有害)	発泡洗浄屑+廃薬品	3.136	t
3	廃酸(有害)	洗浄廃液+廃薬品	43.551	t
4	廃アルカリ(有害)	洗浄廃液+廃薬品	21.518	t
5	微量PCB廃棄物	トランス	0.40	t
		計	68.855	t

別紙 管理体制－1

管理番号	廃棄物処理管理規定	制定日	2001, 02, 01	ページ
ED2-009		改訂日	2016, 11, 01	1/4
改訂番号		29	管理部門	総務部総務課

1. 目的

この規定は、当社における環境マネジメントシステムの運用に関し、その事業活動にともない排出する廃棄物を適正に処理するためのプロセスについて定める。

2. 適用範囲

この規定は、当社における廃棄物の発生からその処理までの管理全般に適用する。ただし、有価で処理委託先に引き渡すものについては、「有価物」として取扱い、この規定の適用外とするが、この規定に準じた管理を行うとともに、その処理委託にあたっての再生、再利用方法および場所等について確認する。

また、特定家庭用機器の処理についてもこの規定の対象外とし、「特定家庭用機器再商品化法」に基づき適正に処理をする。

3. 定義

当社から排出する廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の定めるところに基づき、次のとおり区分する。

- (1) 一般廃棄物
- (2) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）
- (3) 特別管理産業廃棄物（以下、特管産廃という）
- (4) 再利用物（廃棄物のうち専ら再利用の目的で排出するもの）

4. 管理体制

4.1 責任区分

(1) 排出責任

分別基準に基づく廃棄物の分別、置場等への搬入、あるいは直接委託先に廃棄物を引き渡す場合等、自部門における廃棄物の排出にかかわる責任は、EMS推進組織体制によらず、会社組織における各部門長が有する。

(2) 最終置場管理責任

最終置場の管理責任は、置場ごとに各サイトの三次文書に定めるものとし、管理責任者は、必要に応じて管理担当者を選任し、置場の維持管理、改善と廃棄物の処理手配ならびに保管状態の維持にあたらせる。

(3) 事務担当

廃棄物処理に関する次の事務事項について、各サイトにおいて総務部が担当する。

- ① 廃棄物処理委託先の選定および委託契約の締結、管理
- ② 廃棄物処理委託記録の管理
- ③ 産業廃棄物管理票（以下、マニフェストという）の管理
- ④ 廃棄物処理関連法規制に関する諸届け、報告書等の作成および関係行政機関への提出
- ⑤ 廃棄物処理に関する情報の提供

4.2 特別管理産業廃棄物管理責任者

当社は、特管産廃の処理業務を適切に行うため、その資格を有するものの中から、次の事項を担当する特別管理産業廃棄物管理責任者を選任する。

- (1) 特管産廃の排出状況の把握
- (2) 適正な処理の確保（保管状況の把握、委託業者の選定および適正な委託実施）

5. 分別

5.1 分別基準

前3. の区分に基づく廃棄物の分別基準は、各サイトの三次文書で定める。

5.2 搬入

各部門は、廃棄物分別基準を順守し、自部門が排出する廃棄物を責任もって分別するとともに、所定の置場に廃棄物を搬入する。

別紙 管理体制－2

管理番号	廃棄物処理管理手順	制定日	2008.01.07	ページ
ED3－島管10		改訂日	2018.03.13	1/2
改訂番号		4	管理部門	島根管理部門

1. 目的

この手順は、ED2-009「廃棄物処理管理規定」に基づき、島根サイト（島根地区、横田地区）から排出する廃棄物を適正に処理するための手順について定める。

2. 最終置場責任

廃棄物最終置場管理責任は廃棄物置場を保有する部門とし、下記とする。

- (1) 島根第一工場 島根第一製造部
- (2) 島根第二工場 島根第一製造部
- (3) 島根第三工場 島根管理部門（物流係）
- (4) 島根本社工場 島根管理部門（島根総務課）
- (5) 島根横田工場 横田製造部門

3. 分別

3.1 分別基準

廃棄物の分別基準を、別紙1「廃棄物分別基準表」に定める。

3.2 排出

- (1) 各部門責任者は、事務所内および工場内に廃棄物一時保管場所を設け、3.1項の分別基準を順守し、自部門に必要な種類ごとの容器を設置する。
- (2) 各部門において廃棄物を排出する場合は、3.1項に定める分別ごとに準備された容器に排出する。
- (3) 廃棄物一時保管場所に排出された廃棄物は、定期的に分別収集し、種類ごとに指定された廃棄物置場へ排出する。
- (4) 島根本社工場において、各部門から排出される廃棄物のうち、ビニール袋等に入れて排出する廃棄物については職場名（部署名）を記入の上、廃棄物置場に排出する。
- (5) 箱状のダンボールを排出する場合には、基本的に折りたたんで排出する。
- (6) 自動販売機等の空き缶は、自動販売機に備え付けの空き缶回収BOXへ返却する。
- (7) 複数の材質により構成される廃棄物については、可能な限り分別し、分別不可能なものについては、主たる構成材の分類により分別する。
- (8) いずれの分類にも該当しない廃棄物があった場合には、島根総務課と協議の上その分類を決定する。
- (9) 廃棄物のリサイクルを推進するため、各部門にて定常外の廃棄物が発生した場合は事前に島根総務課へ相談する。
- (10) 三光(株)への空容器の納入依頼、廃棄物の回収依頼については、別紙「回収依頼票」にて依頼し、納入・回収時に業者及び立会者双方で確認を行う。
島根地区の回収依頼は島根総務課が行い、立会は各工場の担当者が行う。横田地区の回収依頼及び立会は横田製造部門が行う。
島根本社工場の定期廃液回収については、都度回収依頼は行わないが、別紙「定期回収確認票」にて業者及び立会者（島根総務課）双方で確認を行う。
尚、「回収依頼票」「定期回収確認票」は島根総務課にて保管する。
- (11) 廃棄の際には圧縮、運搬、処理段階で危険等が生じないように留意すること。スプレー缶は必ず穴を開けて破裂の危険がないようにし、密閉容器は栓を外して圧縮時に破裂しないようにすること。
- (12) 中身の入ったスプレー缶、塗料等はそのまま廃棄物置場へ排出せず、島根総務課へ相談の上、表示をして指定の置場に排出すること。
- (13) 廃棄物置場の注意事項を順守し、整理整頓につとめ、廃棄物置場が満載の場合は排出を控え、速やかに管理担当者に連絡する。

4. 廃棄物一時保管場所

- (1) 保管容器には、他の種類の廃棄物が混入することを防止するため、容器に廃棄物の種類を表示する。
- (2) 保管容器の容量を超えて保管しないこと。

別紙 2

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成29年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性 廃油	廃油 (有害)	廃酸 (有害)	廃アルカリ (有害)	微量PCB 廃棄物
	排 出 量	0.3t	3.1t	43.6 t	21.5t	0.4 t
	<p>(これまでに実施した取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引火性廃油：溶剤塗装を減らし、粉体塗装を増やしていった。 ・ 廃油(有害)：塩化メソの代替品への一部切替実施。 ・ 廃酸(有害)：2010年から原液以外に廃水も排出することになった。 ・ 廃アルカリ(有害)：2017年から設備導入により排出量が増えた。 ・ 微量PCB廃棄物：電気室改修に伴う廃棄 					
②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性 廃油	廃油 (有害)	廃酸 (有害)	廃アルカリ (有害)	微量PCB 廃棄物
	排 出 量	0.3t	3.1t	40 t	16t	0 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引火性廃油：少量のため、現状を維持していく。 ・ 廃油(有害)：設備的にこれ以上減らせないので、現状を維持していく。 ・ 廃酸(有害)：表面処理作業の見直しにより発生を抑制する。 ・ 廃アルカリ(有害)：一部社内処理化を検討し、排出を抑制する。 ・ 微量PCB廃棄物：今後の廃棄予定なし。 					

別紙3

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（平成29年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性 廃油	廃油 (有害)	廃酸 (有害)	廃アルカリ (有害)	微量PCB 廃棄物
	全処理委託量	0.3t	3.1t	43.6 t	21.5t	0.4 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	— t	— t	— t	— t	— t
	再生利用業者への 処理委託量	— t	— t	— t	— t	— t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t	— t	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t	— t	— t	— t
(これまでに実施した取組) 処理委託先の変更は無し。						
②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性 廃油	廃油 (有害)	廃酸 (有害)	廃アルカリ (有害)	微量PCB 廃棄物
	全処理委託量	0.3t	3.1t	40 t	16t	0 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	— t	— t	— t	— t	— t
	再生利用業者への 処理委託量	— t	— t	— t	— t	— t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t	— t	— t	— t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t	— t	— t	— t
(今後実施する予定の取組) 処理委託先の変更、追加予定は無し。						